精華町と日本ニューロン株式会社との
上下水道強靭化技術連携に関する協定書

京都府　精華町

日本ニューロン株式会社

精華町と日本ニューロン株式会社との上下水道強靭化技術連携に関する協定書

精華町（以下「甲」という。）と日本ニューロン株式会社（以下「乙」という。）は、上下水道施設の強靭化において連携・協力して取り組むため、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲と乙が連携のもと、精華町における上下水道の強靭化に向けた取組みの一環として、乙の培った耐震技術により、上下水道施設の機能維持及び耐震性の向上に繋げ、災害発生時のライフライン確保を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力し、共同研究に取り組むものとする。

(1) 上下水道施設の耐震化を含む、災害への強靭化に関する技術協力

(2) 上下水道管耐震部材の共同研究開発と実践する場としてのフィールド提供

(3) その他、連携・協力を進める中で、甲及び乙が必要と認める事項に関すること

（期間）

第３条　この協定書の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の３カ月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対して書面による解約の申出がない場合、本協定の有効期間は同一条件で更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第４条　この協定書に定めるもののほか、技術連携の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙は協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本書を２通作成し、署名・押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　８　年　１０　月　９　日

甲　京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻７０番地

精華町長　　―――

乙　京都府相楽郡精華町光台三丁目２－１８

日本ニューロン株式会社

代表取締役　　―――